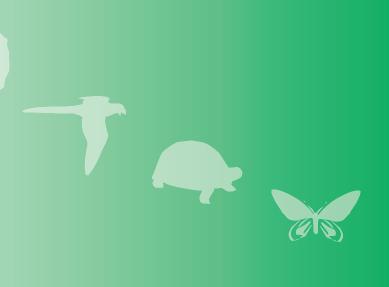




トラフィックの生物多様性を考えるイベント

ルーツをたどれ!ワイルドライフ

一世界の生物多様性と日本の法体制一



開催報告書

トラフィック イーストアジア ジャパン 2009 年 11 月



- © TRAFFIC
- © Mauri Rautkari/WWF-Canon
- © TRAFFIC

野生生物の市場と法制度に関する国際イベント

ルーツをたどれ!ワイルドライフ

-世界の生物多様性と日本の法体制-

2009年11月27日、28日

(27日)全国町村会館 第一会議室 (28日)東京大学(本郷キャンパス)福武ホール 福武ラーニングシアター

開催報告書

目 次

開催趣旨····································	3
2 日間にわたるセミナー/シンポジウムの開催結果 ····································	5
1 日目セミナー	6
意見・質疑応答記録(概要)	
2 日目シンポジウム ····································	11
意見・質疑応答記録(概要)	
講演内容······	17

開催趣旨

日本は野生生物の輸入大国といわれ、世界中から様々な野生生物の個体や製品を輸入しています。日本人のこの消費行動は世界中の、原産地域各国の生物多様性に対して大きなインパクトを持っているといえます。ときには、日本への輸出が、輸出国において希少な野生生物の個体数の減少につながったと報告されるなど、悪影響が指摘されます。

この現状に対処するために取り組める一つの方法として、日本国内の市場の管理やモニタリングの強化があります。野生生物を守るための両輪は、その種が生息する原産国による取組みと、消費国の国内市場における取組みの双方からなるものです。日本が野生生物消費大国としての責任を果たし、それが、ASEAN 諸国など野生生物の供給国の生物種保全につながり、世界の生物多様性を保全するという国際貢献を見据えた日本国内の法体制が必要です。

野生生物の国家間の取引はワシントン条約*により管理・監視されていますが、海外から持ち込まれる、絶滅のおそれのある野生生物の取引市場の日本国内での管理・モニタリングは「種の保存法**」が定めています。この法律が、海外から持ち込まれる野生生物の国内流通の管理の役割を十分に果たし、海外の生物多様性への影響も考えたものとなるよう検討が必要です。この課題は国家の政策レベルでの対策が求められるところでもあり、また法律の執行に携わる現場での課題も多く指摘されるこの分野では、執行担当者の役割と現状認識の共有が期待されるところでもあります。

野生生物取引をモニターする国際団体であるトラフィックは、検討・提案の場として 2 日間のイベントを開催 することとしました。

この場において、トラフィックは、種の保存法に関する以下の提言を発表し、問題提起をおこないました。

- ・個体登録方法の見直し
- ・罰則の強化
- ・取扱業者の登録制度の導入
- ・インターネット販売への対応
- ・違法動植物の所持の規制の導入

「生物多様性」の保全は、温暖化問題と並ぶ世界の環境課題の一つです。2010年には名古屋で、190カ国以上が加盟する生物多様性条約の締約国会議(COP10)が開催され、生物多様性への日本のリーダーシップが求められる大きな潮流にあります。日本が世界の中で果たす役割と影響力を知ること、また、他国で施行されている野生生物取引関連法の報告を呼び水に、生物多様性の保全への日本のアプローチを、法体制の整備の観点から検討する機会になればと考えています。

2010年3月 トラフィック イーストアジア ジャパン

^{*} ワシントン条約 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

^{**} 種の保存法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

2日間にわたるセミナー/シンポジウムの開催結果

参加対象者

1日目 セミナー(参加者限定)

研究者/動物園·植物園関係者/法執行関係者/政府関係者/政策決定者/法曹関係者

2日目 シンポジウム (公開)

野生動物関係者/マスコミ/学生/関心のある方々

講演者の略歴

畠山 武道 氏

上智大学大学院 教授

1944年北海道生まれ。立教大学、北海道大学を経て、現在、上智大学地球環境学研究科教員。当初はアメリカ税法を研究。1979年のアメリカ留学のときにアメリカ環境法の面白さを知り、その後、ESA、沿岸域管理 (CZMA)、国立公園、環境裁判などを中心に、日本とアメリカの法制度を比較研究。最近は、イギリスの自然保護制度に興味がある。

クレイグ・フーバー 氏

米国内務省魚類野生生物局

米国内務省魚類野生生物局のワシントン条約の管理当局のオペレーション部門の主任。彼の所属する部署は米国のワシントン条約に関する政策・規則、手続きを作成・施行し、ワシントン条約年次報告書をまとめ、ワシントン条約の締約国会議や技術的な委員会で様々な交渉をおこなう責を担っている。また、魚類野生生物局の法執行課(Office of Law Enforcement)の監督情報アナリストおよび野生生物調査官として活躍している。自然資源管理および法律学を専門とする。

アズリナ・アブドゥラ 氏

IUCN 環境法委員会メンバー

法律の学士号および英国のレスター大学の公安(Public Order)に関する修士号を取得。14年以上にわたり、環境法および自然、地域、国際レベルでNGO、民間部門、政府機関、多岐にわたる組織とともに活動してきた。マレーシアの環境政策の草案作成や、東南アジアやキルギスタン共和国の環境管理に関する法律や規則の見直しに携わった経験を持つ。最近まで米国司法省の環境犯罪セクションの客員学者であった。

ブライアン・クリスティ氏

『the Lizard King』* 著者

ミシガン大学ロースクールで法律の学位を取得。大統領(行政)府などワシントン D.C. で法律家として勤務した経験を持つ。* 『The Lizard King』: ある爬虫類の密輸業者と連邦捜査官の真実にもとづいた物語。(TWELVE, NY より 2008 年発行。ISBN 978-0-446-58095-3)

中島 慶次 氏

環境省自然環境局野生生物課 課長補佐

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、ワシントン条約を担当。

草刈 秀紀

(財) 世界自然保護基金ジャパン事務局長付

1981 年、日本大学農獣医学部拓殖学科卒。(財) 日本自然保護協会の嘱託職員等を経て、1986 年、WWF ジャパン入局。愛知万博検討会議(海上地区を中心として)委員、千葉県ちば環境再生基金助成部会委員、東京都東久留米市環境基本条例検討会委員、京都府絶滅の恐れのある野生生物の保全制度に関する研究会委員、日本環境災害情報センター(JEDIC)理事、野生生物保護学会理事等多数歴任。自然保護を巡る論考等多数。

1日目



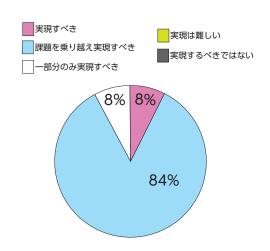
セミナーの様子

セミナー後のアンケート結果

出席者 28 名 アンケート回収 13 件 (46%)

内訳:研究者(30%)、動物園・植物園関係者(23%)、法執行関係者(15%)、政府関係者(8%)政策決定 関係者(8%)、法曹関係者(8%)、無回答(8%)

問. トラフィックの提言する、種の保存法の罰則の強化、個体登録制度の改善、業者登録制度、所持規制など について、どのような印象を持たれますか。



すべての回答者が、いずれかのレベルで実現すべきであると回答し、トラフィックの提言に対し賛同する意見を持っている結果となった。そのうち、1名は一部分のみ実現すべきと回答したが、出席者の多くが「課題を乗り越え実現すべき」と考えていた。

<問への回答の理由について>

現状起きている問題点を指摘する意見

CITES・II 概当種を購入する時、CITES 輸入許可書をお店が「持っていない」と言うことがある。繁殖個体

アンケート結果報告

だから違法ではないのだが、正規ルート由来か確認でき ない。罰則強化・個体登録制度、業者登録制度の改善を 望む。/①日本の法律がザル法であること②希少種保護 より産業・開発優先であること/罰則が軽いことと財産 権の尊重が取締りの障害になっているからです。財産権 の尊重で違反者が拒んだ場合没収が出来ない。/現在、 罰則が弱いため、密輸、販売がうまみのある商売となっ ている。



米国に関する発表

種の保存法の改正の必要性に関する意見

罰則を強化し、密輸を防ぐべき。それができるよう弱い国の財政支援基金等を設立し、法執行可能にするべき。 /罰則強化-すべき 個体登録制度の改善-全部登録する 業者登録制度 – Black market をなくすべき 所 持規制 - 一般で持っている人へ今後どうやって周知するかも問題/種の保存法、生物多様性のためには既存の 法律では無理で、新たなルール作りが必要であると思います。

他にも取り組むべきことがあるとの意見

生物多様性の確保が最終目的であるが、今のところ最もとりかかりやすい具体的な方法の1つであると考えら れる。それでも実施には相当の困難を伴うと思われますが・・・。しかし、重要なことは、なぜ生物多様性が" must"であるかを広く国民に正しく理解させることが必要ではないかと思います。/法改正、整備だけで はなく、これを執行するための体制を整備することが困難(役所と役人の数を税金を使って増やさなければな らない)・ペットとしての野生動物の需要が原因なら、教育によってその需要を減らす、無くすことも考える べきであろう。特に人気のある種については商業繁殖の奨励、助成により野生個体群への捕獲圧を減らすこと ができるのではないか?/どこにも当てはまらない。罰則強化すべき部分もあるし、そうでない部分もある。 今より、よくすべきだが、じっくり考えるべき。Case by case でやった方がいい。/ CITES の対象種が「絶 滅のおそれがある」から一般の商業貿易の対象種にまで拡大されてきている中で、個体登録や証明手法につい て一律に規定することは困難ではないか。また、「生息地保護」の観点でも重要であり、「生息地に影響を与え て生産された産物」(鉱工学品を含む)も同列に扱わないと産学問の不均等をまねく恐れがあるのではないか。 /当然と考える。しかし、実行体制が確立できるかについて、非常に困難と思います。



発表者、诵訳者

質疑応答の内容(1日目)

※回答者の名前を、矢印のあとの()内に示す(敬称略)。

- ・レーシー法における「違法と知りながら」と「知らないで」 の違いはどのように立件するのか。
- → (フーバー) 米国の法律においては、「ある法律を犯している」ことを知っている必要は無い。必要なのは、その活動に従事していることを認知していることである。例えば、ある規制下にある、ある絶滅危惧種を、特定の野生生物法規制に違反して輸入していると自覚している必要はなく、ただその野生生物を輸入していることさえ認知していれば、立件できる。これは「一般的な目的意識(general intense)」ということに関わる。これらを証明する責任は、政府にある。ただし法律によっては、ある特別な意図を証明しなければならないこともある。
- ・米国で「所有」の違法性についてはどのように証明するのか。 たとえば送られてきたものなどについては?
- → (フーバー) 米国の法律では、二つのことを証明しなければ



東南アジアに関する発表

ならない。一つは、輸入・輸出・販売などをそれと知って故意におこなっていたかどうか。もう一つは、参照 される他の法律に違反しているかどうか。所有についても同じで、他の法律(所有を規制している法律)に違 反した所有であることを証明する必要がある。例えば渡り鳥条約では、渡り鳥条約にあげられている鳥の羽を 手にしただけでも違反、と規定されており、このような場合が例に挙げられる。贈り物の場合は、レーシー法 のどの規定に関わるのかが問題となる。ひとつの見方としてレーシー法は商取引を問題としている。これに違 反して商取引がおこなわれれば、それは違法である。

- ・レーシー法について、国外の法律を犯しているというのはどのように判断するのか。
- → (フーバー) レーシー法の難しい点は、二つの法に違反していると証明する必要があることである。一つは レーシー法もう一つは、参照される他の法律 (underlying law) である。国内の州法などであればその州に 問い合わせることもできるが、外国の法律となるとその国の人に聞く必要も生じてくる。この場合も違反者が その外国の法律について知っている必要は無い。
- ・木材がレーシー法の対象となったが、輸出国における木材の法律については、種の保存だけでなく伐採や輸送、加工、輸出登録など様々な法律がある。どこまでが適応範囲か?
- →(フーバー)2年前の改正以降は、動物だけでなく、あるいは米国在来種やCITES対象種、州保護種だけでなく、「すべての動物種」を含むこととなった。植物に関しては幅広い法律を対象とし、例えば産出国でのロイヤルティや税金の支払いなど、あるいは保全に関わらない法律もその対象となっている。
- ・木材について、輸入申告で原産地や樹種、学名の記載が必要となったが、貿易名と種名が異なるなど記載が難しい場合、どのように記載することが可能なのか?また、原産地について、貿易上の原産地ルールと異なり、 伐採地の記入が必要だそうだがこの通常と異なる手続きについて WTO での検討などどのようにおこなったのか。

- → (フーバー) 米国での学名、標準名、数量などの記載が必要な商品は、原木、紙、家具に至るまで拡大された。 この申告は大変複雑なので、まずは、記載することが容易な品目からスタートするフェーズを開始した。より 複雑なものへと進めていこうとしており、システムは変化している。本件については米国農務省が実施してい る。
- ・絶滅危惧種の動物を違法に飼育していた人が摘発された場合、その飼育動物はどう扱われるか。
- → (フーバー) 野生生物犯罪の事例は他の種類の執行とは違い、時に、多くの生きた動物がいるという状況を 生む。米国では動物園や非営利団体に「ホーム」を委託する。動物園は特定種にのみ関心があり、キャパシティ も大きくないため他の方法を探す場合もあるが、基本的に殺処分を選択することはない。
- ・ 違法飼育されていた動物の行き先についてどのように考えているのか。現状は動物園などへの国からの財政 的支援も十分ではない。
- → (トラフィック・石原) 違反者が引き続き所有してよいというものでは納得が得られないだろう。理想的には特別な飼育施設が必要であろうが、現実的には難しく、動物園・植物園の支援が必要。米国の例などのように、違反者が費用を負担するのがよいと思う。米国には違反に用いられた飛行機などを没収してもよいという規定があった。またペナルティとして環境保全に関わる資金を支払うという規定を含めるという改正を訴えることも手段の一つである。
- ・日本の罰則は、個人に対してと企業に対しての違いはあるのか。
- → (中島) 種の保存法では個人だけが対象となっている。他の法律、たとえば外来生物法では団体が対象になる場合もある。
- ・ASEAN-WEN の成果や課題について知りたい。
- → (アブドゥラ) 東南アジアは、世界の中でも生物種をもっとも損失している地域であると 2009 年 IUCN レッドリストの会議で報告されている。理由の一つが取引であり、中国の近くに位置していることも原因のひとつである。ASEAN-WEN はまだ 4年目で、始まったばかり。それまで東南アジアでは、差し押さえがたとえ高い頻度でおこなわれても、起訴につながる割合が非常に低いことが問題であった。ASEAN-WEN が開始した際も、CITES の担当機関となっている国の野生生物当局だけでなく、税関や警察など法執行機関からも納得を得、責任を果たしてもらう必要があった。現在は ASEAN-WEN の活動の成果もあり、よいか悪いかわからないが、たとえばタイでは、王室警察がタイの政府の管理当局よりも活発に活動している。タイ王室警察が自然に関する犯罪を抑えるためのユニットを結成した。
- ・ASEAN プラス 3 に含まれる日本には何ができるのか、 ご意見を伺いたい。
- → (アブドゥラ) 2005 年の発足当初から ASEAN-WEN は日本を消費国としてメンバーに加えていた。しかし年 次総会にはこれまで日本代表者は参加していない。次回 の総会には是非日本政府からも出席してほしい。プラス 3 のうち中国は毎回出席しているが、日本と韓国からの出席はまだない。



東南アジアに関する発表

意見・質疑応答記録(概要)



日本の法体制に関する発表

質疑応答の時間に出されたその他のご意見(1日目)

- ・罰金や懲役の見直しが必要という意見には同意である。
- ・野生生物犯罪が、同一人物により繰り返されることが問題である。
- ・組合などに属さない業者がいることも事態を困難にする原因となっており、これらの業者には厳格に対処すべきである。
- ・「種の保存法」のほか「外為法」による罰則強化が必要でないか。
- ・「種の保存法」の改正も必要かもしれないが、例えば違法飼育で摘発された動物を動物園が引き取らなければ ならない、など動物園が執行機関の一部のような活動を余儀なくされた場合、国からの財政的な支援も十分で はない。法律が改正されても施行されなければ意味が無い。

2日目



シンポジウムの様子

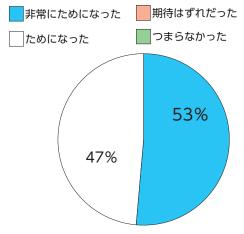
シンポジウム後のアンケート結果

参加者約90名、回答者30名(33%)

回答者内訳比率 (右図)



1. シンポジウムはいかがでしたか?



すべての回答者が、ためになったと回答した。そのうち半数以上は非常にためになったと答えた。

2. トラフィックが発表した「種の保存法に改正が必要である」という提言についてどのように感じましたか?

種の保存法改正が必要との意見

まさしく、法律は現状に合わせて柔軟に改正すべきだと思います。/必要であると強く思いました。罰則の強 化は少なくともするべきです。/ (詳しい背景を存じ上げないままで書いてしまいますが・・・。) 個人的に賛成 です。厳罰化してよいです。希少野生生物を"消費"する理由は、なんだか"わがまま"にすぎないように思 うからです。野生の生物は、野生であるべきと考えるのです。/日本の抜け穴だらけの法は、改正する必要が あると思いますし、これは生物多様性を守ることに非常に有効と思います。/規制を強化するだけでなく、私 有地に対しても改正/アブドゥラ氏や草刈氏、畠山氏のおっしゃったように、名前だけではない行使力のある 法に変えていかなければならないと感じた。/世界最大の輸入国でありながら、原産国の問題が深刻には認識 されていないことを初めて知りました。罰則強化、登録制度整備はもちろん、インターネット取引への対応も 非常に重要であると同感します。/現状にそくした改正が必要と感じた。/やや話が早くて追いきれなかった 部分がありました。種の保存法と生物多様性基本法にもっと焦点をしぼったシンポジウムを開いてもいいかも しれません。しかし、改正が必要であることは分かりましたので、私自身も改正に向けた視点を持つことがで きて良かったです。/良いと思います。特に罰則をより厳しくしていく事が必要だと思います。/大変賛同で きると思いました。実際に政治家が動いてくれるようにつながることを願います。/重要なことと思いました。 /きっとこの提言については、ここに参加した人はすべて賛成すると思います。もっとトラフィックが政府へ の提言の他にどのような具体的な活動をしているか知りたかった。/賛成です。/もっともであると感じた。 改正されなければ、日本は豊かな自然を失う事になり、それはもはや時間の問題だ。/今日の話の中で、多く の点で改正の必要性を感じました。種の絶滅をいう緊急を要する中で、迅速な対応を国を挙げてしていくべき だと思いました。/罰則の軽さに驚いたので、改正する必要がとてもあると思いました。また、見直しもしっ かりしてほしいと思いました。

同時に他の取組みも必要との意見

今日のお話で、各スピーカーがペナルティの強化の必要性を訴えていて、納得した。全くその通りと思うが、世論を盛り上げることも大切と思った。/方向性は理解できたが、どの条文をどう「改正」するのか具体的に示してほしかった。法制度の周知方法は?予算措置は?法や罰則の強化も必要だが、実際に関与している人達(民間人)、違反者(民間人)の責任の徹底追及も必要。/法の改正と同時に、運用体制(執行)の強化(予算配分の面など)も検討しなければならないと思いました。/生物多様性に関して、生息地の破壊の防止と同じ位重要で、どちらも進めていかなければならないと思いました。/至極もっともで早急に行われるべきだと思いました。罰則や没収などを強化しないと状況は変わらないと思います。同時に密輸・販売する供給する側・求める側、共にワシントン条約の理解を徹底することが必要と感じました。/罰則強化=抑止力となることは理解できるが、それでも取引が無くならないのは、取引を生む「構図」があると思われます。活動の賛同を得

るためにも、法改正の取り組みから、さらに一歩踏み込んだ社会課題への取り組みを期待します。/法改正とそれに対する予算の確保が必要であると感じた。/日本の政府、政治はこういう「地球環境問題」をなかなか本気に考えていないと思う。ヨーロッパに比べて遅いと思います。NGOだけで法律を施行させていく事はなかなか難しい。日本の政府はもっともっと介入すべきだと思う。/その通りだと思うし、それだけでは十分ではないと思う。/改正を行うのであれば、抜本的な大改正の要あり。執行にあたる現境の意見を吸い上げないと改正しても意味を



ビデオ発表

なさなくなる(実際には執行されないため)と思います。

その他

非常に重要なお仕事をされていると感じました。ただ、対象とする生物が希少種に重きを置きすぎている気もしました/クレイグさんやアズリナさんのお話にも興味深いことが多く、日本でも取り入れられることが多いのではないか?と素人ながら思いました。/大学生として、パブリックコメントを出したいと思います。

質疑応答の内容(2日目)

※回答者の名前を、矢印のあとの()内に示す(敬称略)。

- ・現在摘発動物の保護飼育は税金でわずかながら担保されている。罰則強化によって犯罪者に罰金・ 社会奉仕・基金への募金などを義務化するなどは可能か。米国ではどうか?
- → (フーバー) 摘発動物を原産国へ戻すことは一つの選択肢であるが、原産国での飼育が予算やキャパシティの問題として難しいこともあり、原産国が望まない場合もある。レーシー法では、法に基づいて集めた罰金を、飼育に当てることが法的にできるようになっている。差し押さえられた動物が健康的な状態で過ごせるような環境を探すことも任務の一つ



パネル展示もおこなわれた

である。それらが受け入れ側で重荷になっている場合にはその重荷を軽減させることも必要と考えている。

- → (中島) 日本での摘発動物に対する対応は、動物園・水族館の協力にかなり依存している。法律上、原産国に送り返すこと、これを違反者に命令すること、違反者が返送しない場合は、代わって国がそれを行い、その費用を違反者に請求することが、それぞれ「できる」となっている。ただし実際は受入国の問題から返送することはほとんどない。返送したとしても、どの個体群からのものか分からないため、遺伝的攪乱を起こす可能性等の問題があり、現地で野生にリリースすることはほぼ不可能。原産国政府が継続して飼育しなければならなくなるため、これも難しい。
- ・摘発動物の保護飼育については、国の予算が経済産業省より 1000 万円くらいあると思う。環境省にも同様の予算はあるか?また、ないとしたらその理由は何か?また、以前オランウータンを返還した事例があったが、それ以外に返還事例は?
- → (中島) 環境省には同様の予算はない。また、その理由は分からない。返送した事例については、オランウータン以外の事例を聞いたことはない。オラウータンの事例については、インドネシアにそういった個体を収容して、リリースのための訓練を行う施設があるため実現したのだと思う。その施設に行ったことがあるが、その施設で行うリリース先は、野生のオラウータンがおらず、周りの森林から隔離した森林で、遺伝的攪乱が起きないように配慮していると聞いた覚えがある。そうだとすると、この事例であっても本当の意味での野生復帰とはいいづらいかもしれない。
- ・民間が摘発動物を返還し、その返還にかかった費用を違反者に請求することができるのか、法的根拠を確認 したい。
- → (畠山) 国が返還した場合、税金などと同じ手続きで強制執行するという手続きになると思う。民間団体が

自主的に送り返し、請求することは法律上難しいと 思う。

- ・登録証が申請した個体とは異なる個体について市場に出回っている事例があるが、環境省は登録証と登録個体の対応関係の調査をおこなっているのか?
- → (中島) 対応関係の調査を行ったということは聞いたことはないが、おっしゃるとおり一対一の対応について疑問がある場合があると環境省も承知している。その辺りを解決することは課題の一つと考えている。



日米の法体制に関する発表

- ・日本で CITES のプロセスに市民参加が難しいのはなぜか?米国ではワシントン条約のリスティングプロポーザルなども市民参加が活発と聞くが。
- → (フーバー) CITES は、国際的な条約の中でももっともよく民間が関わるもののひとつである。ワシントン条約の専門部会にも、NGO が参加し、発言できる。WWF やトラフィックがそこで発言することも可能である。もちろん決定は国の政府によってなされるが、米国では、会議の準備には一般市民の声が反映できるよう努力するし、そうあるよう仕事をしている。
- → (草刈) 地方自治体の事例として、たとえば京都府の希少種条例では、市民が指定すべき種の提案が採用されるような仕組みができている。
- \rightarrow (アブドゥラ) マレーシアやタイでの政府と市民の関わり方をみても、政府は NGO を招いて既存の野生生物保護法について協議する。タイでは、6ヶ月間の法改正プロセスに NGO が関わった。マレーシアでもCITES に関する国内法を作る場合にはじめから NGO が関わり、罰則などについても提言を出した。それは実際に法律に反映されている。
- ・爬虫類の市場調査では、違法販売のケースは見つかったのか。
- → (トラフィック・金成) あきらかに違法だということは販売状況を見ただけでは判別できない。希少野生動植物種が販売されていても、許可書があれば違法ではないから。ただし天然記念物に指定されているものであれば、販売は違法とわかるものもある。
- → (トラフィック・石原) たとえば牛肉のように、インターネットなどでトレーサビリティの可能性を提言したい。現状では、ペットショップで販売されていても合法か違法かその場ではわからない。
- ・米国の爬虫類の市場調査では、違法販売のケースはあるのか。日本への教訓はあるか。
- → (フーバー)まず、ほとんどの野生生物保護法律には例外規定がある。また、政府機関が証明しなければならないという負担がある。ペットショップに行ってホウシャガメを見つけたとする。そういった場合も、違法に販売されているということを政府として証明しなければならない。このような監査や活動には十分な財源が必要である。また消費者への啓発をおこなうことも重要なポイントである。
- ・地球温暖化に対しては莫大な予算を充てているのに、種の保存法に指定されている種の保全に対して予算が 少ないことについての考えは?
- → (中島) 担当としては予算があればいいとは思う。

- → (フーバー) 難しい質問だが、十分なリソースを 捜して確保することが重要。50年後の心配よりも数 年後のことを重視することが優先されがちであるが、 これらは同時におこなわなければならない。
- →(草刈)生物多様性基本法には第8条に規定があり、 「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に 関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又 は税制上の措置その他の措置を講じなければならな い。」となっており予算請求ができることとなってい る。この規定があるので、予算をつけるように請求 していくことも可能である。



東南アジアの法律に関する説明

- ・米国の場合予算は十分に確保されているのか。ESA は長い間改正されていないが、新しい改正などはできるのか。
- → (フーバー) ESA は論議の多い法律ではある。何年もの間、強化・緩和の双方で議論の収集がついておらず、 改正がおこなわれていない。現政権のうちに、修正することもあるかもしれない。
- ・米国の罰則は何年も変わっていないが、抑止力として十分か?
- → (フーバー) 米国と東南アジアの罰則の比較は興味深い。東南アジアの中には米国と同様の罰則を設けている国もあった。懲役の長さ、起訴がおこなわれる事例の数などには違いがあったようである。抑止力を高めるには、罰則強化に加え、情報発信も重要であることもいえる。クリスティ氏のビデオ発表の中で、アンソン・ウォンという、マレーシアで犯罪を繰り返していた世界的に有名な密輸者の話が出てきていた。彼は、1) アメリカに違法に輸出し、おとり捜査にひっかかったこと、2) メキシコ旅行の招待状を受けたこと、という二つの間違いを犯したことにより、メキシコで捕まり、米国の刑務所に投獄された。このような実態を情報発信することも抑止力につながる。
- → (中島) 種の保存法の罰則は現在懲役 1 年以内又は 100 万円以下の罰金。法律における罰則は、他の法律で決められている刑とのバランス、相場観のようなもので決まっていると聞いたことがある。法制定時は、たかが野生生物に関する違反で、懲役 1 年、100 万円の罰則は厳しすぎるとかなりの抵抗感があったようで、この罰則をいれるのも大変だったと聞いている。しかし今は類似の法律でもっと高額の罰則がある。たとえば外来生物法の罰則は個人で懲役 3 年、300 万円、法人では 1 億円であることを見ると、この分野の相場観も高くなったのか感じている。
- → (草刈) 外来生物法は、人の健康や生命を害する毒などをもった外来生物を対象としているため、高額となっ
- ている。種の絶滅や、生物の多様性が損なわれることに対して、どれだけ重要か、その視点から、より厳しい罰則も必要である。
- → (トラフィック・金成) 市場の価格、たとえば爬虫類ペットの価格(最大で一頭 500 万円など) からみても、罰金との相場観はずれているという印象がある。
- ・マレーシアの野生生物監視員制度は具体的にどのように施行されているのか?



配付資料

→ (アブドゥラ) サバ州・サラワク州に独特のもの。興味がある人が申請書、履歴書を関係省庁に提出し、評価される。 試験もある。パスすれば、法執行を部分的におこなう権限が与えられるが、一般市民が警察に届け出るのと似たシステムであり、警察と同様の権限は無い。地元の一般市民や外国人も監視員になっている。

・監視員の具体的な活動内容は?

→ (アブドゥラ) このポストが作られた理由のひとつは、 国内に十分な法執行・モニタリング職員がいなかったこと。



質疑応答の様子

たとえばペットショップでモニタリングが十分に実施できていなかったこと。監視員は、違法な販売があった場合には、野生生物保護当局へ報告し、実際に行動を起こすのは、当局。監視員が逮捕などをすることはできない。

→ (アブドゥラ) 一般人を保護政策にまきこむことも、大きな課題としてある。関係省の作業部会に、一般市民の見解を代表しているとされる NGO が招待されることは、マレーシアにとって長い間難しかった。政府が耳を貸すまでに 10 年はかかった。4 年ほど前に、NGO を会議に参加させてくれたことをありがたく思う。ここで NGO が推薦した規定が採用され、法に市民の声を反映する効果があった。



場をなごませる司会進行役

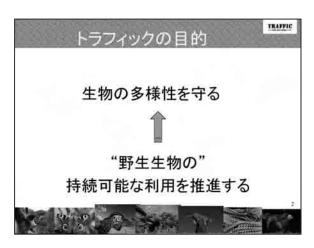
質疑応答の時間に出されたその他のご意見(2日目)

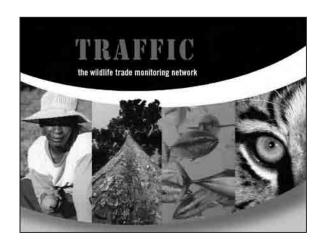
- ・摘発された爬虫類を動物園で保護する現場の声として。えさ代や光熱費など経費に対する予算担保がほとんど無い。動物園協会にお金は下りるが、直接飼育する動物園には流れてこない。摘発された動物の保護をおこない、また種の保存、教育普及に貢献するためにも、法律上の予算担保を願う。
- ・ペットショップに許可書が置いてあって、一つの許可書でたくさんの個体が取引されるような状況が以前に は見られた。マイクロチップでその状況はかなり解決できると思う。
- ・爬虫類については、種の保存法の許可書と個体の対応や、個体識別が十分になされていないという問題点が ある。ペットショップに行っても、あきらかに違法だと思われるものがある。
- ・地球温暖化と比較して種の保全に充てられる予算が少なすぎる。

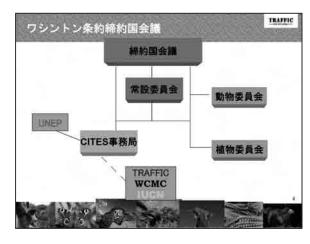
講演内容

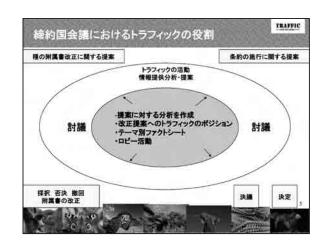
◆ 1. 石原 明子
◆ 2. 中島 慶次
◆3. 金成 かほる ―――――――――――――――――――――――――――――――――――
◆4. (ビデオ発表) Bryan CHRISTY — ジャーナリスト「The Lizard King」著者 内容:世界の爬虫類の合法・違法流通と日本のかかわり
◆ 5. Craig HOOVER — 米国内務省魚類野生生物局 管理当局 運営部門 部門長 「米国における野生生物取引の法規制」 'Regulation of Wildlife Trade in the United States'
◆ 6. Azrina ABDULLAH マレーシアマラヤ大学マレーシア民俗学センター研究員 IUCN 環境法委員会メンバー (法律家)
「東南アジアの野生生物法:法施行と課題」 'Wildlife laws in Southeast Asia: Implementation and issues'
◆ 7. 畠山 武道 ———————————————————————————————————
◆8. 草刈 秀紀 ———— WW F ジャパン 事務局長付 「なぜ今、「種の保存法」の見直しが求められるのか」

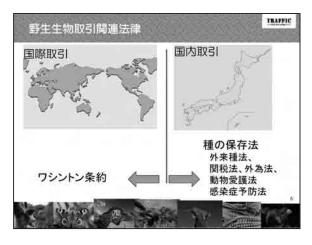


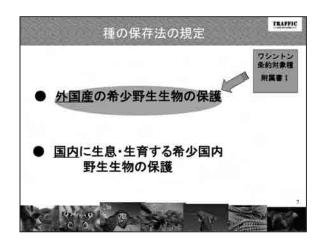


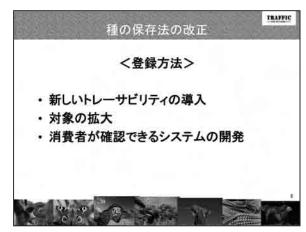


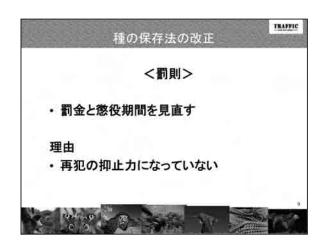


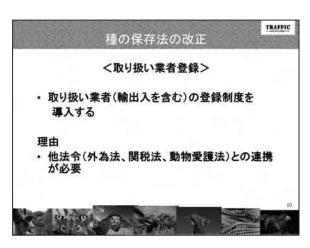


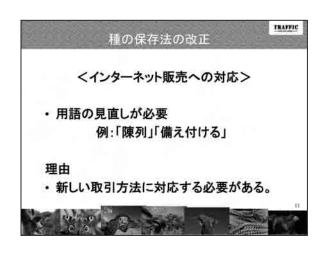


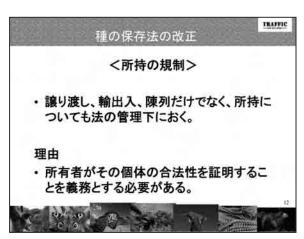












国内の希少野生動植物の取引規制について

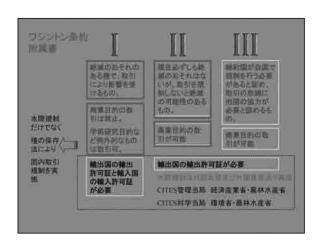
環境省 自然環境局 野生生物課 課長補佐

中島慶次

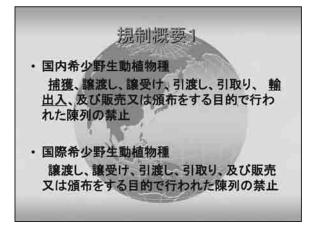
現在、希少野生動植物の国際的な取引に対する各国の関わり方を取り決めている、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(通称、ワシントン条約)、及び国内での取引を規制している、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(通称、種の保存法)の概要を説明する。

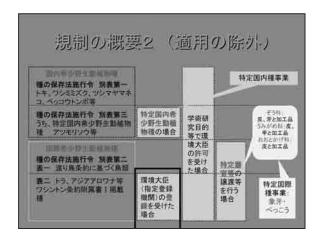






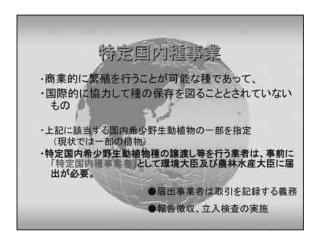








登録後の管理 ・個体等の譲渡し等は、登録票とセットで行うことが必要 ・譲受け、引取りをした者は、30日以内に環境大臣に届出 ・登録に係る個体等を占有しないこととなった場合等は環境大臣に登録票を返納













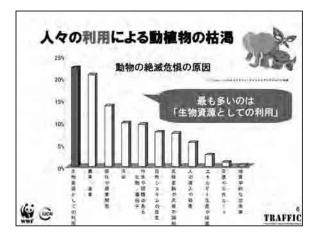


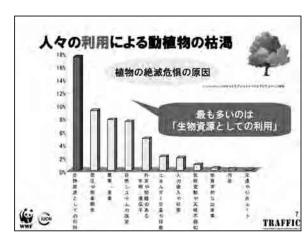








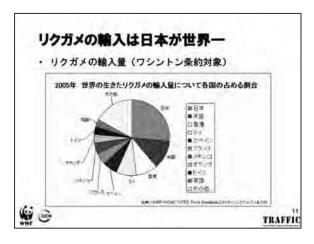








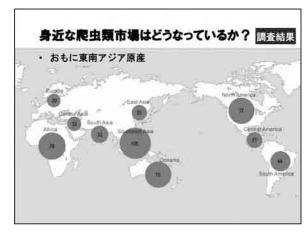






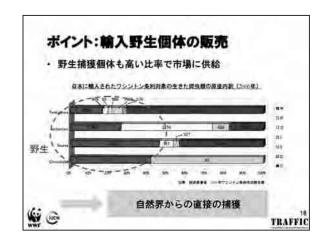


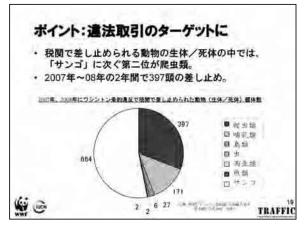










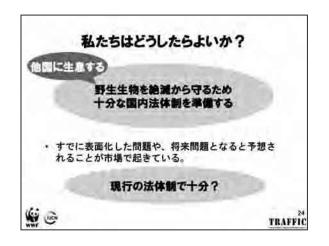




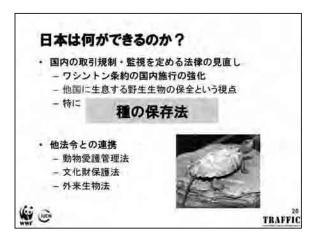


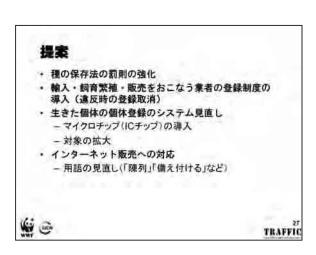














ブライアン・クリスティの著書「リザードキング」

- 過去6年間、爬虫類に注目し、違法な野生生物取引の調査をおこなう
- 世界中の密輸業者・法執行担当者へのインタ ビューから執筆
- ときには密輸業者とともに働く

野生生物取引の中での爬虫類

- ・「野生生物の違法取引の全体像を見る上で、<u>爬虫</u> 類は良いケーススタディである」
- ・ なぜなら爬虫類の取引は多くの国で、合法である
- 密輸業者は、爬虫類の取引(一般的に合法)を看板に掲げ、裏で他の野生動物(パンダ、クマ、トラ、象牙、犀角、希少な鳥など)を取引している
- もちろん多くの爬虫類業者はすべて合法的に取引 をおこなっている

日本は希少な野生生物の需要国

- ・世界の野生生物密輸業者は、米国、ヨーロッパ、そして日本の顧客を念頭においている
- 日本の需要は、多くの野生生物種の価格の 変動(つりあげ)に大きく影響を及ぼしている
- 日本や米国など経済力のある国は、需要動向の鍵を握っているため、世界の野生生物の取引に重要な責任を持っている。

野生生物の供給国と需要国

- 十分な法律を備え、執行をおこなうことが、野生生物を供給する東南アジア、アフリカ、南米などの国々、しばしば法執行に困難を抱える国々での密輸を防ぐことにつながる
- 米国、日本、中国、欧州の、経済優位性は、 違法な野生生物取引を誘引する要因となりうる
- これらの国々は、協力し合って法体制を強化する必要がある

国際的取り組みにおける課題

- 予算が十分でないため、ワシントン条約やインターポールは、野生生物犯罪に対して資源を十分に投入できていない
- NGOは予算縮減を迫られている
- 強力な法律とその執行が、事態を改善させる 鍵を握っている

提言

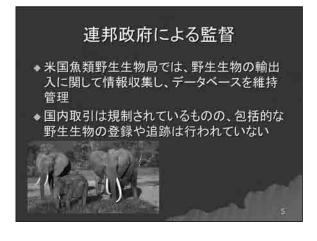
- 法体制の強化、罰則を厳しくすること
- 判事や検察が、野生生物取引について重要 視すること
- ・ 確実な輸出入取引記録を保有すること
- 政府機関、NGO、国同士が協力しあうこと
- 中心人物を探し当てること
- たった一カ国でももれることのないよう、足並みをそろえること



米国における野生生物 取引の法規制 米国内務省魚類野生生物局 ワシントン条約管理当局 運営部門 部門長 クレイグ・フーバー

州 - 連邦政府 体制 ・州政府の主な責任は、各州内における 野生生物の管理と規制である ・連邦政府の主な責任は、野生生物の輸出入、州をまたぐ活動、季節移動をする 生物種の管理である

州における法律や規制 ・主に、州における在来種の管理や規制 (狩猟、取引ほか)に集中 ・非在来種(在来種を脅かす、人間に危害を及ぼす存在、絶滅のおそれのある) の規制は高まる傾向にある







歴史

- ●魚類や野生生物に関する初の国内法として 1900年に、州が野生生物法を執行するのをサポートする連邦の手段として制定される。
- •適用範囲をより広げるため1981年に改正。州、 国家、外国の法律違反にも及ぶ。2008年の改正 では、植物にも適用が広げられる。
- 米国におけるもっとも重要な野生生物に関する 法律と認識されている。

目的

- 州、部族、外国、そして米国の法律に違反して採取、輸送、販売される魚類、野生動植物をより保護することを目的とする包括的制定法。
- 有害種の輸入規制
- 魚類や野生生物の人道的な輸送。

もっとも使用頻度の高い2つの規定

16 USC 3372 (a)(1) (金を助政は 第 15年3577条(a)所以 : いかなる法律、条約また米国の規則やその他いかなる部族の法律の法規制や条約について、それに違反し採取または所有された魚類や動植物であることを知りながらその輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、購入のいずれかに該当する行為をすること。

例、バージニア州で違法に捕獲されたキボシイシ ガメが、カリフォルニアのバイヤーに販売された

H

もっとも使用頻度の高い2つの規定

16 USC 3372 (a)(2) (音樂團法律集 株16編3372条(3)稿(2))

・州際通商または国際通商において、以下と知りながらその輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得または購入のいずれかに該当する行為をすること(A)いかなる法律や州の法規制やいかなる国外の法律について、それに違反し採取、所有、輸送、または販売された魚類や野生生物であること。

例 日本国政府の法律に違反しオオサンショウウオを米国へ輸出した。

罰則

刑事

- 軽罪:1年以下の禁固刑
 - •罰金 100,000ドル(個人)、 200,000ドル(団体)
- 重罪:
 - •5年以下の禁固刑
 - •罰金:250,000ドル(個人) 500,000ドル(団体)

12

罰則

民事

10,000ドル

- 3372(a); 過失による違法売買
- 3372(d): 故意による不正標識禁止違反

250ドル

• 標識要件事項



Lacey Act Case Example

レーシー法違反事例

- ◆ 2009年10月20日 チウ・フン・ロ(Chiu Hung Lo)は、野生のアメリカニンジン(ginseng)を定められている期間外に許可証無く購入、さらに州際通商に必要な輸出証明書なして州境を越えてそれを輸送し、レーシー法に違反したとして起訴された。
- ロは野生のアメリカニンジンを136.9ポンド(約62.15 kg)。適正市場価格54,760ドル相当を違法に購入したとして。有罪を申し立てられる予定。

14

Endangered Species Act 絶滅のおそれのある種の法 16 USC 1531 et seq. (含素菌法律集 第16幅1531条以下)

目的

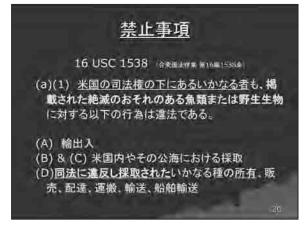
- ●絶滅のおそれのある種(「絶滅のおそれのある 種」emangered または「脅かされている種」httpsatened)に 指定されている魚類、野生動植物の保護
- ●該当する動物の種、亜種、個体群は約1150種 (半数は外国産の種)
- •該当する植物の種、亜種、個体群は約750種 (ほぼすべてが在来種)

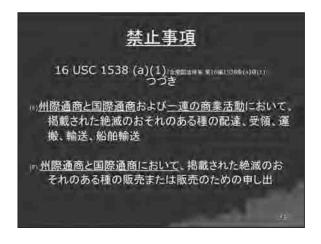
1.61

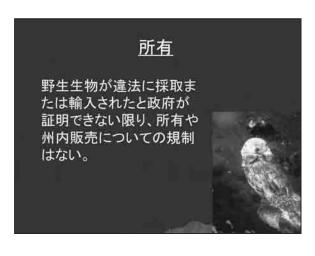


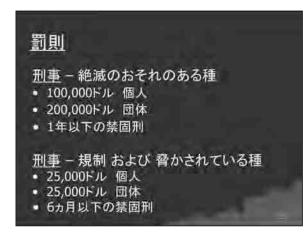


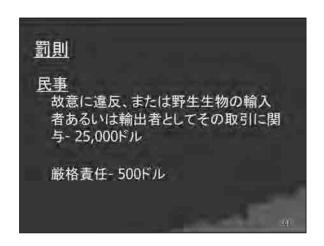












没収

刑事

すべての魚類、野生生物、植物、銃器、罠、網、 船舶、車両、航空機

民事 すべての野生動物、植物

ヒロオビフィジーイグアナ

2008年7月14日、ジェレミ・リー・ジェイムズは 違法にヒロオビフィジーイグアナを輸入したと して、2500時間の社会奉仕と5年間の保護 観察、そして罰金に処された。ジェイムズはイ グアナの密輸に成功したが、仲間に自慢をし たことで捜査され、起訴された。

stin

Operation Snow Plow

スノープラウ作戦

- トラ、ヒョウ、ユキヒョウの違法な捕殺とその肉、皮やその他の体の部分の販売に関する6年間にわたるおとり捜査。
- + 17人の被告人すべてが絶滅のおそれのある種の 法(ESA)やそのほか連邦政府の野生生物に関す る法の下、起訴され有罪判決を受けた。
- → 刑罰は総じて下記のとおりとなった。連邦政府拘置 所での服役80ヵ月、自宅軟禁(home detention)52ヵ月、社会奉仕2,200時間、罰金 75,000ドル、セイブ・ザ・タイガーファンドへの返還 226,000ドル

まとめ

- ◆法律や規則による多様な手段
- ◆「包括的な」法律および生物種に特化した法規制が両方存在
- 境界線(州境、国境)に阻害されない管理
- + 包括的な登録や監視の不在
- 州法と連邦法の連携で違法な採取や取引を 規制

.

クレイグ・フーバー Craig Hoover

米国内務省魚類野生生物局 ワシントン条約管理当局 運営部門 部門長

craig hoover@fws.gov



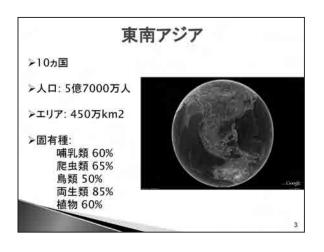
東南アジアの野生生物法: 施行と課題

東南アジアの野生生物法: 施行と課題

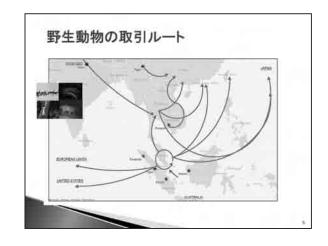
アズリナ・アブドゥラ Arriva Abdulut マレーシア大学研究員 マレーシア



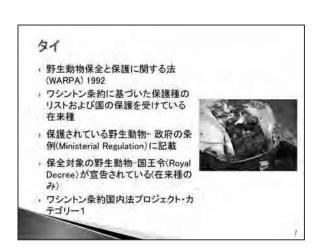
今日お話するのは... ・取引のホットスポット(活発な地域)としての東南アジア ・厳選された東南アジアの法律 (マレーシア、タイ、インドネシア) ・執行における課題 ・東南アジアで行われている野生生物違法取引に関する現在の取り組みと報告













東南アジアの野生生物法: 施行と課題

インドネシア

- 法律 No. 5(1990) 生物資源と 生態系の保護 (Act No. 5(1990) Conservation of Living Resources and Ecosystmes)
- ワシントン条約に基づいた保護種のリストおよび在来種
- ワシントン条約国内法プロジェクト・カテゴリー1
- 保護対象外のすべての種の 取引は、輸出入の許可が必要



Act no.5の罰則

- 保護対象種のベットとしての残酷な捕殺・飼育・所有・保管、輸送または取引ー懲役5年、1億ルピアの罰金
- 保護対象種の移動と輸送-懲役5年、1億ルピアの罰金
- 取引・飼育や別の場所への移動、または保護対象動物の皮あるいはその他の体の部分または体の部分を含む製品の所有(国際)- 懲役5年、1億ルピアの罰金

10

半島マレーシア

- + 野生生物保護法1972 (Protection of Wildlife Act 1972) (マレーシア半島)
- ■種は下記に分類される 「完全に保護された野生動物」- 大臣からの特別 な許可が必要
- 「保護された野生動物」-野生生物・国立公園局 の免許が必要
- ワシントン条約国内法プロジェクト・カテゴリー2

野生生物保護法の罰則

- ・完全に保護された野生 動物の捕殺かつ/また は所有-最高5,000リン ギット(133,000円)の罰金 かつ/または懲役3年 以下
- ・保護された野生動物 -最高3,000リンギット (80,000円)の罰金もしく は/または懲役3年以下



12

マレーシアのサラワク州

- + 野生動物保護条例1998 (Wildlife Protection Ordinance)
- ,種は下記に分類される。

「完全に保護された野生動物」

- 大臣の特別な許可が必要

「保護された野生動物」

- サラワク森林公社の免許が必要 ・ワシントン条約国内法プロジェクト・カテゴリー1
- 種のリストには、在来種とワシントン条約附属書 I および II の掲載種が含まれる。
- 1 野生動物の職員ではない名誉野生生物監視人 Theograpy wildlife Wardens)を任命できる。

13

MA

野生動物保護条例1998の罰則

- サイの捕殺かつ/または所有かつ/または輸出入5万リンギット(130万円)の罰金および懲役5年
- オランウータンの捕殺かつ/または所有かつ/または輸出入は
- 一 3万リンギット(80万円)の罰金と懲役2年

31

野生動物保護条例1998の罰則

- その他完全に保護されている種の捕殺かつ/または 所有かつ/または輸出入
- 2万5,000リンギット (66万3,000円)の罰金と懲役2年
- ・保護されている種の捕殺かつ/または所有かつ/または輸出入
 - 1万リンギット (26万5,000円)の罰金と懲役1年

マレーシア、サバ州

- F野生生物保護法令 1997 (Wildlife Conservation Enactment 1997)
- 種は下記に分類される。
 - 「完全に保護された動植物種」
 - 大臣の特別な許可が必要
 - 「保護された動植物種」
 - サバ野生生物局の免許が必要
- ワシントン条約国内法プロジェクト・カテゴリー1
- ・ 在来種およびワシントン条約附属書 I、II の掲載種を含む。
- 野生動物の職員ではない名誉野生生物監視人 (Honorary wildlife Wardens)を任命できる。

18

le

東南アジアの野生生物法: 施行と課題

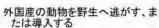
野生生物保護法令 1997の罰則

ト下記に関する犯罪について

完全な保護されている動植物種

- 6ヵ月~5年の懲役

保護されている動植物 -5万リンギット(130万円)の罰金 かつ/または懲役5年



- 5万リンギット (130万円) の罰金

かつ/または懲役5年



17

iii

21

マレーシア

- + 国内ワシントン条約法 (National CITES Act 2007)
- + 国際取引に集中
- 国内法プロジェクト(National Legislation Project) の下、ワシント ン条約によってまだ評価されて いない
- ワシントン条約附属書に基づいた種のリスト



18

罰則

- ・指定種について、許可書/証明書なし輸出入、再輸出、 所有、輸送もしくは繁殖一最高100万リンギット(2700 万円)の罰金かつ/または、懲役7年。 企業の場合、200万リンギット(5400万円)の罰金
- 許可の条件を違反した場合 20万リンギット (530万円)の罰金かつ/または懲役10年。
 企業の場合、40万リンギット (1060万円)の罰金

法執行の課題 | Company | Section | Company | Comp

法執行のさらなる挑戦



- 野生生物犯罪に対する 司法の理解が低い
- 経済的資源
- 政治的意志
- 野生生物犯罪について 優先順位が低い

法執行のさらなる挑戦



- 外交使用の手荷物
- 類似種
- ,飼育繁殖
- ・良いガバナンスの欠如

22

資力と合わない法律の例

- + フィリビン 野生生物資源・保護法2001 (Wildlife Resources and Protection Act 2001)
- あらゆる地区で野生生物取引監視ユニットを作り上げる
- ・野生生物法執行官 (WEOs) の代表に権限を与える
- ・ワシントン条約附属書に基づいた保護対象種と在来 種のリスト
- 法執行のための共同タスクフォースの立ち上げ
- ワシントン条約国内法プロジェクト・カテゴリー1

資力と合わない法律の例

- + 3万ペソ(5万7,000円)~500万ペソ(950万円)の罰金
- , 懲役6ヵ月(下限)~6年(上限)
- ・2001年以来この法律による起訴はされていない、
- 法を執行する機関への予算配分がなく、政治的関与 や司法の認識がない。
- + 法律が導入されてから、主に取引を原因として2種の トカゲが近絶滅種(critically endangered)に分類された。

24

東南アジアの野生生物法: 施行と課題











- 違法な野生動物取引への重大さ
- 犯罪の抑止力となる 刑罰を科す
- 懲役を含め法律の及 ぶ限り最大限の刑罰 を課す



29

結論

- 法改正は必要だが、初めのステップに過ぎない
- 必要な資力に合った法律 (関税法や刑法といった異なる法律を利用することも 含める)



- 3

結論

「法律は、執行されなければただの勧告書だ」 The law is just written advice if not enforced

31

畠山武道(上智大学)

1. 種の保存法の制定

日本は、ワシントン条約を1980年に批准した。その際、水際規制は経産省が輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、 関税法を用いて規制することとされたが、国内規制については、それを規制する法律がなかった。1988年、 ようやく絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律(1988年)が制定され、環境省、農林 水産省などが国内規制を所管する体制が整備された。

しかし、1989年に、ワシントン条約第8回締約国会議が京都で(1992年に)開催されることが決定したことや、国内においても、早急に種の保存を目的とした法律を作る必要があるとの声が高まったことから、1992年、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)制定された。

2. 日本の種の保存法とアメリカ法との違い

日本の種の保存法は、アメリカの Endangered Species Act of 1973 (ESA) に範をとったものであるが、以下の点で、大きな違い (欠点) がある。

- ①国内希少野生動植物種の指定(登録)にあたり、指定を市民が申請するための手続がない。
- ②種を指定しても、その生息地保護(生息地指定)が義務とされていない。これまで82の種の指定に対して、 保護生息地が指定されたのは、7種9か所である。
- ③国や地方公共団体の行為(許可、補助金交付、事業の直接執行)を禁止する条項(ESA 7条(a)(2))がない。 むしろ国や地方公共団体の活動は、法律の適用除外が明記されている。
- ④したがって、国・地方公共団体が生息地に影響を与える活動をする際の環境省への事前照会手続(ESA 7条(a)(3))もない。
- ⑤同じく、国・地方公共団体が生息地に影響を与える活動をする際の生物学的アセスメントの規定もない。
- ⑥「捕獲」禁止の対象行為が「生きている個体を直接の支配下におく行為」に限られ、極めて限定的である。 たとえば銃で追い払う行為や生息地を破壊する行為は「捕獲」にあたらない。
- ⑦罰則が100万円と軽い(アメリカは2.5万ドル)。使用器具等の没収規定もない
- ⑧司法審査規定(市民訴訟条項)がなく、市民に行政決定を争う機会が与えられていない。
- ⑨種の指定(国内希少野生動植物種)の実績が、82種、保護生息地7種9か所と低い。

2. 日本の野生生物関連法の概要

日本の野生生物保護関連法制を概観する。

- ①まず、中心にあるのが、鳥獣保護法である。これは狩猟の規制と鳥獣保護区の管理によって狩猟鳥獣の保護管理をめざすもので、野生生物保護法というよりは、ハンティング・ローである。したがって、乱獲による種の減少は防止できるが、生息地の破壊・分断等による種の減少は防止できない(鳥獣保護区特別保護地区に指定すると開発行為の規制が可能になるが、特別保護地区の指定は、国指定鳥獣保護区の3割程度、都道府県指定鳥獣保護区の5%程度である)。また、「狩猟鳥」「狩猟獣」のみが保護管理の対象であり、海洋哺乳動物は、ニホンアシカ、5種のアザラシ、ジュゴンのみが保護の対象とされているにすぎない。鳥獣保護法により生物多様性保全、生態系管理などの現代的課題に即応するには大きな限界がある。
- ②自然環境保全法は、原生自然環境保全地域(wilderness)と自然環境保全地域の指定により、原生自然を保

日本の野生生物関連法の可能性と限界

存するもので、地域指定の要件が極めて厳しい。この法律は、利用等の行為を排除し、区域内における開発規制・ 行為規制による保護をめざしたもので、回復・復元などは意図していない。地域指定がされると、一定の効果 を期待できる。

③自然公園法は、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の設置により景観や生態系を保護しようというものである。現在の自然保護の中心に位置する法律といえるが、自然景観の保全と利用の確保が主目的であり、森林景観や高山植物等の保護が中心である。野生動物が確実に保護されるのは特別保護地区に限られる。しかし、特別保護地区は国立公園区域の3分の1程度でしかなく、森林限界から上のハイマツ地帯や海岸の岩礁地帯に多い。

④文化財保護法は、天然記念物(natural monument)の指定による自然保護をめざすもので、家畜・家禽を含め、多数の動物が指定されている。しかし、文部科学省や地方公共団体の教育委員会が所管していることもあり、生息地を含めた保護が十分ではない。

⑤水産資源保護法は、2種のウミガメ、3種のクジラ、スナメリ(イルカ)、ジュゴン、それに内水面のサケ、一定期間のマス、ヤマベ、アユなどを保護対象にし、漁撈や捕獲の禁止により個体数の回復を図るものである。また、保護水面が設定された個所については、全面禁漁、期間禁漁などの規制がなされる。しかし、水産資源としての価値がない魚類は保護の対象外であり、河川改修などの開発行為の規制は定めていない。

3. 野生生物保護法の将来

2008 年、環境 NPO の活動が生物多様性基本法の制定を導くことになった。生物多様性基本法は、生物多様性保護の基本原則、主要な政策手段を抽象的に定めたもので、具体的に保護や規制のための仕組みを定めたものではない。しかし、その中には、生物多様性の損傷・悪化の防止、多様な関係者の協働、事業計画段階での環境影響評価の実施、それに生物多様性関連の法律の見直しなどの事項が定められている、今後の野生生物保護がめざすべき方向が指示されている。さらに、予防的取組(precautionary approach)、順応的取組(adaptive approach)などの最近の保全生物学の知見を反映した規定も見られる。

野生生物保護においては、生物多様性条約の掲げるように、生息地域内保全が優先されるべきであるが、生息地保護を中心においた野生生物保護法は日本には存在しない。種の保存法による希少野生動植物種の指定と保護増殖事業の実施は最後の手段であるべきであり、現状では保護増殖事業が成果をあげても、それを復帰させるべき生息地が消失しているケースが多い。特定の種が孤立・絶滅する前に、地域の多様な利害関係者を含め、保護や管理のあり方を協議するシステムの確立が急務である。

日本の野生生物関連法その可能性と限界

上智大学地球環境学研究科 畠山武道

野生生物の流通規制

- ・ ワシントン条約署名(1973)
- · 1980年批准·加盟(60番目)
- 水際規制は、輸出貿易管理令、輸入貿易管理 令、関税法、漁業法などを用いて規制
- 国内規制は、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法(1972)、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律(1988)で対応

種の保存法の制定(1992年公布、1993年施行)

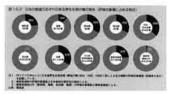
- 種の絶滅に対する関心の高まり
- 野生生物保護法の不備・不在
- 日本版レッドデーターブックの作成
- 生物多様性条約の採択に向けた動き
- ・ワシントン条約京都会議(1994)の開催決定



日本における種の状況(レッドリスト) - Rid21年 原環境自書・環境自書・宝物 多様性自書12

	***	-		*104	-	BIN 150	SERE.	28	****	ALBORO SM
ā	OC. N	190	540	0	15	20	7.7	100	(CR)	23%
-		JR:700	12	1	21	32	20	18	17	12%
	HAR		0	0	. 2	10	-10	17		32%
	RIM		.0	0	1.	. 9	11	14	100	32%
	RE-PARE	64	E.40	9	81	-46	35	26.	32	30%
	DAW.	F100.000	3	0		IQ.	129	200	122	196
	10	RUIG	22	0	163 214		214	275	73	34%
100	*CONTRACTO	m 4,000	0	-1	10	7	39	40	39	1%
m	1000101		-44	.2	. 5	0	492	608	305	
		\$17,000	33		423	401	578	266	32	24%
	STREET,	nman.	46	2	2	57	175	118	172	2%
냂	-		74	10	12	(0)	852	373	204	
\equiv				12	18	11	1344	261	509	1000
					\$6	滅危性	1.55			





平成21年版理場白書・循環白書・生物多様性白書11頁

種の保存法による国内希少野生動植物種の指定(2009年) 鳥類38、哺乳類4、爬虫類1、両生類1、魚類4、昆虫類10 植物23(特定国内希少種7)=合計81(+1) 生息地等保護区の指定9か所

日本の種の保存法とアメリカESAとの違い

- ESA:市民が登録を請願(petition to list) する権利があり、請願がされた場合、長官は 90日以内に受理、不受理を決定し、さらに1 2か月以内に登録、非登録を決定する
- ・日本法:国内希少野生動植物種の指定(登録)にあたり、指定を市民が申請するための 手続はない



重要生息地の指定

- ESA:種を指定した場合、原則として同時に 重要生息地(Critical Habitat)を指定する
- 日本法:種を指定しても、その生息地保護 (生息地指定)が義務とされていない。
- ・これまで81+1の種の指定に対して、生息地 等保護区が指定されたのは、7種9か所

国の活動に対する規制

- ・ESA:各連邦行政機関は、当該機関により承 認、資金交付または実施される行為が、絶滅 危惧種・希少種の継続的存続を危うくし、当 該種にとって重要と決定された生息地を破壊 もしくは悪化させることがないことを確保する ものとする(shall insure)(有名な7条(a)(2))
- 日本:

国の行政機関とFWSの協議

- ESA:国の行政機関または国に許可等を申請する者は、活動に着手する以前に、その区域に存在しうる種について、FWS・NMFSと協議するものとする(shall consult)(ESA7条(a)(3))
- ・2008年の問い合わせ3万5100件
- 日本:

生物学的アセスメント、生物的意見

- ESA:種が存在するとFWSが回答すると、行 政機関は、事業が種に影響をあたえるかどう かを判定しなければならない
- FWSが、種の存続に影響があるという生物 学的意見(biological opinion)を公表する と、国の行政機関は代替案を示す義務がある
- 日本:

日本法の仕組み (種の保存法54条2項)

- 国の機関又は地方公共団体は(が)、(略)、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き(別紙参照)、あらかじめ、国の機関にあっては環境大臣に協議し、地方公共団体にあっては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。
- 37条4項:生息地等保護区管理地区における開発行為
- 38条4項3号:やむを得ない事由による立ち入り制限地区へ の立ち入り

捕獲(take)禁止規定 (いずれも9条)

- ・ESA:相当に広い。射撃、困惑、危害(harm) などを含む。生息地の大幅な改変を含む
- 日本法:「生きている個体を直接の支配下に おく行為」に限定
- 日本法:脅かし、追い払い、生息地の破壊などは「捕獲」にあたらない

罰則·課徴金

 ESA:刑事罰 最高10万ドルの罰金(個人) 最高20万ドルの罰金(団体) 1年以下の拘禁

> 民事課徴金(繰り返し賦課が可能) 2万5千ドル

- ・没収規定あり
- ・日本:最高100万円の罰金、懲役1年以下

裁判による統制

- ESA:有名な市民訴訟条項があり、政府が適切に権限を行使しないときは、誰でも出訴する機会があたえられる
- 行政が違法行為を取り締まらないときは、誰でも処罰を求め、出訴できる
- 日本法:自己(人間)の生命・財産・安全に対する国の行為でなければ出訴できない
- 野生動物保護を理由とした裁判は不可能

なぜ ESAと日本の種の保存法では こんなに違いがあるのか

鳥獣保護法

- 1918年の狩猟法が母法、2002年に平仮名に
- ・ハンティングの規制(アメリカでは州の権限)であり、銃猟の規制が主目的
- 乱獲による種の減少は防止できるが、生息地の 悪化・分断等による種の減少は防止できない
- 鳥獣保護区、休猟区など以外は、どこでも狩猟が可能(乱場)
- 鳥獣保護区は、狩猟禁止地域にすぎない
- 土地所有者からの申し出があれば、比較的簡単に指定が解除される

狩猟の対象となる鳥と獣に適用

- 他の法律で管理されている獣は適用外
- 海洋哺乳動物は水産資源保護法で管理されている(?)
- 鳥獣保護法が適用される海洋哺乳動物は、 結局、ニホンアシカ、5種のアザラシ、ジュゴンのみ
- ・昆虫、両生類、爬虫類は狩猟の対象ではないので、最初から対象外

鳥獣保護区特別保護地区

- 開発行為等の規制が可能
- 林野庁、地元市町村、漁協、地権者等が簡単に指定に同意しない

鳥獸保護区設定状況(平成20年8月现在)							
	100000		都温斯獲物定		on		
	塘所数	画镜 (千ha)	前所数	無機 (デNa)	推新數	遊標 (Fha)	
解放循环	88	546	3,825	3,094	7,693	3.042	
うら特別保護地区	:88	748	562	150	617	265	



自然環境保全法

- 原生自然環境保全地域(wilderness)と自然環境 保全地域を指定
- + 地域指定の要件が極めて厳しい
- 利用等の行為を排除し、区域内における開発規制・行為規制による保護をめざしたもの
- 回復・復元事業などは意図していない
- 地域指定がされると、一定の効果を期待できる
- 指定が進まず、法律の役割も忘れられつつある

自然公園法

- · 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- 森林、山岳、岩礁海岸の景観、高山植物等の保護が中心
- 動物保護の視点は薄い
- 指定動物の保護(ウミガメ、トンボ、蝶)
- 生態系維持回復事業の創設(2009改正)
- 事業はシカ対策が中心
- 法律の重点はあいかわらず開発規制、行為規制にある

2009年改正

「この法律は、優れた自然の風景地を 保護するとともに、その利用の増進を図 ることにより、国民の保健、休養および 教化に資するとともに、生物の多様性の 確保に寄与することを目的とする」

※緑字部分以外は、国立公園法(1931)の 立法理由のまま

文化財保護法

- · 天然記念物(natural monument)
- 指定の基準が明確でない
- 家畜・家禽が多数指定
- ・文部科学省や地方公共団体の教育委員会 が所管
- ・生息地保護を含め、管理が十分ではない
- 周辺地域の開発を規制できない

水産資源保護法

- 2種のウミガメ、3種のクジラ、スナメリ(イルカ)、ジュゴン、内水面サケ、マス、ヤマベ、アユ(一定期間)などが保護対象
- ・漁撈や捕獲の禁止による個体数の回復
- 保護水面の設定による禁漁、期間禁漁
- 水産資源としての価値がない魚類、水棲動物は保護の対象外
- 水利権設定、河川改修などの行為は規制しない

生物多様性基本法(2008)

- 生物多様性保護の基本原則、主要な政策手段を抽象的に定めたもの
- 直接に法的効果を発揮する法律ではない
- 都道府県生物多様性戦略の規定
- 生物多様性の損傷・悪化の防止、多様な関係者の協働、事業計画段階での環境影響評価の実施、生物多様性関連の法律の見直しなどを規定

生息域内保全を進める

- 生物多様性条約:生息域内保全が原則
- ・生息地保護を中心においた野生生物保護法 は日本にはない
- 種の保存法による希少野生動植物種の指定、 保護増殖事業の実施は最後の手段
- 往々にしてすでに手遅れ
- 保護増殖事業が成果をあげても、それを復 帰させるべき生息地が消失

科学的評価の重視、迅速な対応

- 科学的評価を迅速に反映させる
- 専門機関が、自治体や土地所有者等に情報を通知(提供)する仕組み
- 自治体や個人は専門機関からの情報を尊重し、アドバイスをうける
- UKØSites of Special Scientific Interest
- 全国で6581個所、国土の7%

多様な保護区、多様な手段、多様な主体

- 規制中心主義からの脱却
- さまざまな保護のあり方を考える
- 私有地における保護が決定的に重要
- 地域で柔軟に対応できる制度・仕組み
- ・協定、地権者との協議、自主的管理計画 (Habitat Conservation Plan)、Safe Harbor
- ・環境団体、地域団体、個人、専門家の参画

WW F ジャパン 草刈秀紀

種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)は、どのような目的で制定されたの だろうか?

制定の目的は3あると考える。まず、この3つの目的について説明する。

第1の目的は、ワシントン条約の国内法としての役割である。そして、第2の目的は、国内の絶滅の恐れがある種の保存である。この2つが昨今、一般的に知られている。

実は、第3の目的が最も重要なのである。それは生物多様性条約の国内法としての役割である。

日本は、1980年にワシントン条約を批准しており、12年の歳月を経て、1992年6月5日、種の保存法が制定され、1年後に生物多様性条約を批准している。つまり、生物多様性条約の批准の為に制定されたと言っても過言ではない。

当時、マスコミは、生物多様性条約が作られる動きを察知しており、種の保存法は、生態系を丸ごと保全される制度として生物多様性保全法が作られると期待を寄せ報道していた記憶がある。

さて、条約を批准するには、国内法の整備が必要になる。では、生物多様性条約の国内法は何だろうか?

2006年6月9日、参議院議員の谷 博之 氏が「鳥獣保護行政に関する質問主意書」 を出している。質問趣意書とは、国会の 質疑と同様、政府の見解を問う文書の1 つである。質問では、「1993年に生物多 様性条約を批准しているが、この条約の 履行を担保するための国内法は、どの法 令に当たるか。条約批准時の関連法令及 び現在の関連法令の名称を示されたい。」 と言う問いに対して、「生物の多様性に関 する条約(1993年条約第9号)が定める 国内措置としては、1993年5月に我が国

日本の環境法体系 日本国憲法 ():最新改正年 *:基本法に基づく改正 自然環境保全法(2009)☆* (環境) (国土) (農水) 自然公園法(2009)☆* ○○基本法 種の保存法☆ 環境基本法 環境基本計画 鳥獣保護法(2007)☆ 外来生物法(2004)☆ (2008) 自然再牛推進法(2004) カルタヘナ法(2003)☆ 本法 資源有効利用促進法 廃棄物処理法 グリーン購入法 容器包装リサイクル法 家電リサイクル法

が同条約を締結した時点においては、鳥獣保護及狩猟二関スル法律(1918年法律第32号)、自然公園法(1957年法律第161号)、自然環境保全法(1972年法律第85号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(1992年法律第75号)等に基づく措置が講じられており、その後、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(2003年法律第97号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2004年法律第78号)等に基づく措置が講じられている。」と回答している。更に、「答弁で示された法令の趣旨や目的は、いずれもこの条約の理念に適合していると考えているのか。また現在ある国内法令だけで、この条約履行には必要十分と考えているのか。」という問いに対して、「ここに掲げた法律は、その目的がいずれも生物の多様性に関する条約の理念に沿うものであり、これらの法律を的確に運用することで条約に基づく義務を十分に履行することができるものと考えている。」と答弁している。

果たして、政府が言うとおり「これらの法律を的確に運用する」ことができているだろうか? 国内法の目的条項に「生物多様性の確保」が記述されたのは、ごく最近である。生物多様性条約の国内法は、 これまで度々改正されてきているが、唯一、種の保存法は一度も抜本的な見直しがされていない。

2008年6月生物多様性基本法が制定・施行された。同法の第15条、野生生物の種の多様性の保全には、「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあること。その他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。」としている。また、第26条、国際的な連携の確保及び国際協力の推進では、「国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。」としている。更に、附則、第2条の生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討では、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

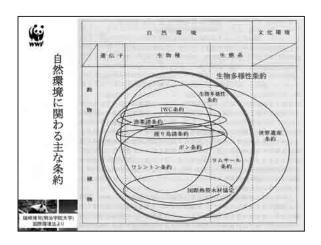
現在、生物多様性基本法に基づく第3次生物多様性国家戦略が法定計画化に向けて、検討されている。閣議決定された、同国家戦略の第2部第2章第4節の国際的取組の「ワシントン条約」の現状と課題には、『ワシントン条約に基づき、附属書 I ~Ⅲに掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っています。さらに「ワシントン条約」の附属書 I に掲げる種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡しなどの規制を行っており、こうした国内法の適切な運用により条約の実施を推進しています。しかし、条約対象種の違法な取引が現在でも摘発されており、さらに規制の実効性を高めることが必要です。』と記述し、具体的施策については『引き続き関係機関が連携・協力し、違法行為の防止、摘発に努めます。あわせて、インターネットによるものを含む違法取引削減に向けたワシントン条約下での取組に協力します。(財務省、経済産業省、環境省、警察庁、外務省)』としている。今回のセミナーは、この実態を問うものである。

来年の生物多様性条約締約国会議のメインテーマは、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという 2010年目標」の検証と新たに構築される「ポスト 2010年目標」の設定である。政府は、「ポスト 2010年目標」の日本提案を示し、現在、パブリックコメントに掛けられている。政府の個別目標の一つとして、「生物多様性への脅威に対する対策を速やかに講じる」と挙げ、その達成手法として「絶滅のおそれのある種に対する脅威を軽減する。」と記述している。その事例として、①種の捕獲殺傷・採取損傷の禁止、②保護増殖事業の実施、③国際取引の規制としている。

以上のような現状を踏まえ、今こそ、生物多様性条約の新たな目標に向けて、種の保存法を改正すべき時に 来ているのである。















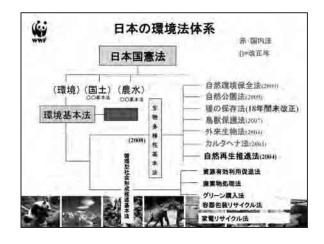










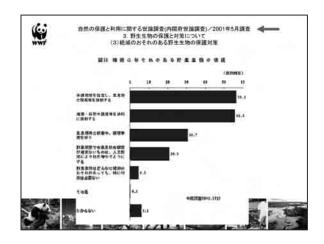


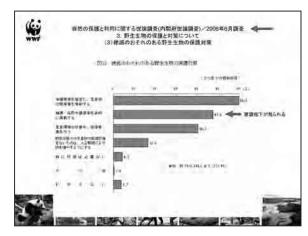




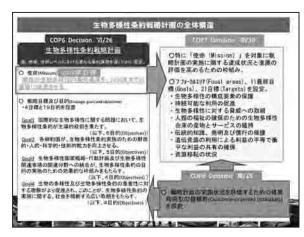


なぜ今、「種の保存法」の見直しがもとめられるのか?

















生物多様性基本法 21条:多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進

第21条 2項:国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。







種の保存法改正理由まとめ

- 生物多様性条約の国内法として機能していない。
- ▶ 制定以降、18年間、抜本的な見直しがされていない。
- 生物多様性基本法に基づいて、法改正する時期に来ている。
- ポスト2010年目標日本提案を態度で示す。 例えば:「2020年までに野生生物の違法取引をゼロに する。」日本提案に加える。
- 種の保存法に、国際協力条項を新設する。国際貢献を CBD-COP10でアビールする。





・ 先日、新聞に環境省が里地里山保全法を提案すると記事が掲載されていましたが、絶滅の危機にある種の保全さえままならない状況で保全できるとは思えません。里山保全法ではなく、種の保存法を、絶滅の恐れのある種の保存およびその生息地に関する法律として改正すべきです。改正案には、国際協力条項を新設して、国際資献を内外に表明することが重要です。2010年の国連総会では、生物多様性のハイレベル会合が予定されています。そこで、総理大臣が世界に表明することこそ、汚名挽回となると思います。



トラフィックネットワークは、世界のおよそ 30 カ所に拠点をを持ち、野生生物の取引をモニターする世界最大の民間機関であり、WWF(世界自然保護基金)と IUCN (国際自然保護連合)の自然保護プログラムである。

その活動目的は国内および国際的法律や協定に基づき、特に動植物にとって有害で違法な野生生物の取引に関して、調査、モニター、報告を通じて、野生生物の持続可能な利用の確立を支援することである。トラフィックの報告や助言は、取引における野生生物の効果的な自然保護政策や計画を策定するための専門的基礎資料となっている。

さらに、トラフィックはワシントン条約事務局と協力 関係にある。トラフィックネットワークの本部は世界 自然保護モニタリングセンター(WCMC)とともに 英国・ケンブリッジにある。

The TRAFFIC Network is the world's largest wildlife trade monitoring programme with offices covering most parts of the world. TRAFFIC is a programme of WWF-World Wide Fund For Nature and IUCN-The World Conservation Union, established to help ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature. It works in close co-operation with the Secretariat of the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES).

The TRAFFIC Network shares its international headquarters in the United Kingdom with the World Conservation Monitoring Centre.

トラフィック イーストアジア ジャパン 〒105-0014 東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号 日本生命赤羽橋ビル 6 階 Tel (03) 3769-1716 Fax (03) 3769-1304 e-mail traffic@trafficj.org

e-mail traffic@trafficj.org URL: http://www.trafficj.org http://www.traffic.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN c/o WWF Japan
Nihonseimei Akabanebashi Bldg. 6F
3-1-14 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014,
Japan
Tel (+81)3-3769-1716
Fax (+81)3-3769-1304

TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of







